

○北陸地方整備局告示第百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十一月二十八日

北陸地方整備局長 須野原 豊

第1 起業者の名称 石川県

第2 事業の種類 犀川辰巳治水ダム建設事業

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分 石川県金沢市上辰巳町拾貳及び七、瀬領町、瀬領町ル、ワ、ヌ、チ、ト、ヲ、ハ及びニ、駒帰町ル、タ及びヲ、寺津町へ、甲及びニ、相合谷町タ、ロ、ハ、ヨ及びヌ、下鴛原町丙、拾貳、ヌ、乙、チ、甲及びリ、鴛原町チ、ト、へ及びソ、城力町イ、リ、ヌ、ル及びロ並びに熊走町村廻地内

(2) 使用の部分 なし

2 漁業権

(1) 収用の部分 二級河川犀川水系犀川

右岸 石川県金沢市上辰巳町七地内

左岸 石川県金沢市相合谷町タ地内

(2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県金沢市上辰巳町地内、瀬領町地内、駒帰町地内、寺津町地内、相合谷町地内、下鴛原町地内、鴛原町地内、城力町地内及び熊走町地内に施行する「犀川辰巳治水ダム建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川犀川水系犀川は、河川法第5条の規定により石川県知事が指定した河川であり、同法第10条の規定により石川県が河川管理者であることなどから、起業者である石川県は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川犀川水系犀川（以下「犀川」という。）は、その源を石川県金沢市南東部の富山県境に位置する奈良岳（標高1,644m）に発し、内川を合流した後、金沢平野へ向けて流下し、金沢市のほぼ中心部を貫流した後、伏見川、十人川、安原川及び木曳川を合流して日本海に注ぐ幹川流路延長約35km、流域面積約256km²の二級河川である。

犀川は、その流域の大部分を占める県都金沢市において、上水道用水やかんがい用水の安定的確保を行う上で大きな役割を果たしており、また、そのかんがい用水路を通して、金沢市の中心市街地のせせらぎ空間を演出するための環境用水も供給しているなど、流域における社会、経済及び文化の基盤をなしている。しかしながら、犀川の中下流域一帯においては、沿川に市街地や集落、田畑などが広がっており、古くから梅雨期、台風期を中心にたびたび洪水に見舞われ、被害を受けてきた。特に、昭和36年9月の第二室戸台風では、犀川大橋上流で溢水氾濫し、金沢市の中心市街地で、床上浸水1,012戸、床下浸水500戸の被害を受けた。また最近でも、平成10年9月の台風7号をはじめとして、下流部において犀川本川の水位が抑えられないことによる内水被害が多発している。

その一方で、降水量の少なくなる夏期において、毎年のように河川水が枯渇する現象が発生し、アユ等が産卵のための遡上をすることができなくなるなど、魚類の生息環境等に深刻な影響を与えている。また、金沢市の中心市街地では、歴史的な街並み景観の重要な構成要素となっているかんがい用水路の水がたびたび枯れる事態が発生している。

このような状況に対して、犀川水系の治水対策としては、平成16年7月に「犀川水系河川整備基本方針」が策定され、これに基づいて平成17年3月に策定された「犀川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）において、犀川本川で概ね100年に1回程度発生する規模の降雨による洪水から防御するため、基準地点犀川大橋における基本高水のピーク流量1,750m³/秒を本件事業を含めた上流の洪水調節施設等により520m³/秒調節し、河道へ

の配分流量を $1,230\text{m}^3/\text{秒}$ としている。これを踏まえ、平成17年5月に「辰巳ダム建設事業全体計画（変更）」が策定され、整備計画に定められた洪水調節機能の一つとして、犀川の本件事業実施地点における計画高水流量 $600\text{m}^3/\text{秒}$ のうち $330\text{m}^3/\text{秒}$ を調節することとしている。

また、概ね10年に1回程度発生する渇水時においても、既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、整備計画では、既存の犀川ダム、内川ダムにおいて貯水容量配分の再編成を行い、本件事業を含めた3ダムの連携運用を行うことにより、基準地点犀川大橋において1月及び2月は概ね $0.45\text{m}^3/\text{秒}$ 、その他の期間は概ね $1.19\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、既存の犀川ダム及び内川ダムとの連携のもと、犀川本川の洪水調節及び流水の正常な機能の維持を目的とした洪水調節専用ダムの建設工事を行うものである。本件事業の完成により、整備計画に定められた犀川本川で概ね100年に1回程度発生する規模の降雨による洪水から防御するための洪水調節が可能となるものであり、河道断面が不足する中下流部区間の河道整備を行うとともに、既存の犀川ダムと内川ダムを含めた3ダムの連携運用を行うことにより、洪水時の水位を低下させ、洪水の安全な流下が図れるものである。また、概ね10年に1回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業の完成は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全等に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は昭和62年度から同法等に準じて環境影響評価を任意に実施しているところ、本件事業による水質（水温、濁水、富栄養化等）への影響については軽微と評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価その他調査によると、本件事業地内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ等が確認されているが、事業施行後も生息環境が広く残存することなどから、本件事業による影響は軽微と評価されている。また、本件事業地内の土地には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンテングコウモリ、石川県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として掲載され

ているヒゲナガホラヒラタゴミムシ及び絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイブキシダ、カリガネソウ、アケボノシュスランが確認され、試験湛水等による影響が予測されることから、起業者は生息、生育環境の創出など適切な措置を講ずることとしている。なお、本件事業地周辺において、環境省レッドデータブックに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているミゾゴイの営巣等が確認されているが、これまでに確認された営巣場所はすべて本件事業地外の土地にあり、かつ工事による改変区域から相当程度離れていること、事業施行後も生息環境が広く残存すること、餌場となる貯水池については、試験湛水後は常時湛水しないため採餌環境は維持されることなどから、本件事業による影響は軽微と評価されている。加えて、起業者は今後もモニタリング調査を継続し、本件事業地周辺において営巣等が確認された場合には、専門家の指導・助言のもと適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内の土地において、文化財保護法により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、犀川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持を目的として、堤高51.0m、総貯水容量6,000,000m³の重力式コンクリートダム建設工事を施行するものである。本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保を図る上で適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、施行方法については、ダム案（申請案）、河道改修案4案（基準地点犀川大橋付近の左岸側を引堤して河道を拡幅する案、基準地点犀川大橋付近の右岸側を引堤して河道を拡幅する案、堤外水路を移設して高水敷を掘削し、河道空間を広げる案、堤外水路を残す形で高水敷と河床を掘削し、河道空間を広げる案）、放水路案3案（内川ダム貯水池から支川伏見川に至る水路トンネルを新設し、伏見川及び犀川下流部の河道を拡幅する案、基準地点犀川大橋上流の右岸市街地の地下に水路トンネルを新設し、海に直接放流する案、基準地点犀川大橋上流の右岸市街地の地下に二級河川大野川水系大野川支川大徳寺川に至る水路トンネルを新設し、同河川の河道を拡幅する案）及び遊水池案の9案について比較検討が行われている。申請案は、広大な水没地を発生させることになるものの、他の8案と比較して支障となる人家等の家屋がほとんどなく、水没する農地も少ないことから周辺住民に対する影響が小さいこと、工事による大規模かつ長期の交通規制は不要なため、住民の日常生活の利便性に与える影響が小さいこと、工事に要する期間が最も短いことから治水効果の早期発現を図ることが可能であること、事業費が最も

廉価であり、経済性にも優れていることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、地形及び地質的な条件、十分な貯水容量の確保及び重要な土木技術の遺構である辰巳用水東岩取水口の保全・保護が図れる位置として、辰巳用水東岩取水口の上流約150mから約2 kmまでの範囲内において、貯水に必要な堤高を確保できるよう両岸が十分に高く、堤頂長を短くするために両岸が接近し、ダム背後に十分な貯水容量の確保が可能な位置として、辰巳用水東岩取水口から約150m上流地点とする申請案、約500m上流地点とする案、約1 km上流地点とする案について比較検討が行われている。申請案は、他の2案と比較して辰巳用水東岩取水口に最も至近に位置するものの、取水口を避けるようダム及び減勢工を配置することでその保全・保護が可能なこと、上流貯水池左岸に存する超大規模地すべり性地形への対応について、他の2案はアンカー工等の対策工が必要と判断されたが、申請案は末端部の小規模崩落等の処理のみでよく、対策工は不要と判断されたこと、ダムの堤体積及びダムサイト上流に存する集落、農地への浸食・崩落防止対策としての貯水池法面保護工の施工面積が最も小さく、経済性に優れていることなどから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、犀川は、洪水時に下流部の水位が抑えられないことから過去に何度も内水被害が発生していること、夏期には、毎年のように河川水が枯渇する現象が発生しており、アユ等が産卵のための遡上ができなくなるなど魚類の生息環境等に深刻な影響を与えていること、金沢市の中心市街地では、歴史的な街並み景観の重要な構成要素となっているかんがい水路の水がたびたび枯れる事態が発生していることなどから、これら状況に対処するために整備計画が策定され、その一端を担うものとして本件事業が必要となったものであり、整備計画に定められた犀川の浸水被害の軽減及び渇水時における流水の正常な機能の維持のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、犀川流域の自治体の長や地元住民等からなる辰巳ダム建設促進期成

同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石川県金沢市役所